

自動採点システム導入業務委託に係る仕様書

1 業務の目的

教員の負担が大きい採点や結果分析の一部を自動化する自動採点システムの導入によって、校務の効率化を推進し、教員が児童生徒と向き合う時間の確保や教員の時間外在校等時間の短縮を後押しする。

2 自動採点システムについて

- (1) 当該業務で導入する自動採点システムは、インストールが不要な Web 型のシステムであること。
- (2) 操作端末内ストレージ以外に、クラウド環境等を活用してデータを保存できるようにするとともに、利用者認証により、どの操作機器からでもデータを利用できるようにすること。

3 履行期間

- (1) 契約締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、システムライセンス及び付随するサービスは、契約期間満了後2年間有効とする。
- (2) 受託者は、別表の江別市立中学校で教職員が使用している指導者用タブレット端末に対し、受託者が提供する自動採点システムを利用することができるよう、必要となる設定作業と動作検証を、令和6年5月31日までに行うこと。
- (3) 各中学校及び江別市教育委員会に操作マニュアルを各1部納品すること。

4 契約金額の上限額

2,904,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 納入場所（自動採点システム使用校）

別表のとおり

6 採点システムの要件

(1) システムの内容

- ア 別表の江別市立中学校の全教職員が利用可能なライセンスを付与すること。
- イ 別表の江別市立中学校が同時に利用することができ、かつ、各校で複数の教職員が同時に利用できること。
- ウ 履行期間中は、原則24時間利用できること。
ただし、計画メンテナンス、緊急メンテナンス、定期保守の期間を除く。
- エ 解答用紙は、専用の用紙ではなく、既存のコピー用紙等の普通紙（A3まで）が使用できること。
- オ 解答用紙のスキャン等を行い、取り込めること。
- カ 採点対象となる領域を設定できること。
- キ スキャンする機器の指定がないこと。

- ク 各問の配点設定ができること。
- ケ 記述式問題は、パソコン等の画面において、解答を問題単位で一覧表示するなど、採点者の負担軽減が図れること。
- コ 解答用紙に○、×の他、部分点を付与する場合は△及びその点数を記載することができること。
- サ キーボード操作により、解答用紙へコメントや線を引く等の機能を有すること。
- シ 採点結果の集計が自動でできること。
- ス 出題した問題の分類や分野ごとに得点を自動集計できること。
- セ 生徒にスキャンした解答用紙を返却する際、○、×、△（部分点数含む）のほか、採点時に記載したコメントや線等も印字されること。
- ソ 生徒にスキャンした答案用紙を返却する際、合計点数のほか、分類や分野ごとの得点が印字されること。
- タ 生徒の科目ごとの総得点、分類や分野ごとの得点等が記載されたデータを汎用性のあるファイル（CSVファイル等）で出力できること。
- チ 採点後の集計データ出力先を任意の場所に指定できること。
- ツ 採点後の答案用紙出力先を任意の場所に指定できること。

(2) 保守・管理

- ア 運用、操作に関する研修会等を実施し、自動採点システムを使用するにあたっての支援をすること。
なお、研修会等の内容等については、江別市教育委員会と事前に協議すること。
- イ 学校でのトラブル等が発生した際に、電話、メール等により相談に応じることができること。
対応時間：平日午前9時00分から午後5時まで
(ただし、祝日及び12月28日から1月3日までの期間を除く)
一次回答：2営業日以内
- ウ システムに不具合が発生した際には、速やかに対応すること。
- エ データセンターおよびサーバ環境は、「ISO/IEC 27017 による認証取得」、「JSAクラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールドマーク」、「米国 FedRAMP」のいずれかを満たすパブリッククラウドサービスを利用すること。
- オ 24時間365日の利用を原則として、定期メンテナンス期間を除いて、98%以上の可用性を確保できるハードウェア構成とすること。
- カ 障害の発生有無について、5分以内の間隔で監視していること。
- キ サーバは日時でバックアップを行い、1週間程度データを保持していること。
なお、障害発生時の情報資産の退避先は発注者が指定した場合を除き全て日本国内であること。
- ク ウイルス対策や不特定の者がアクセスできないよう、アクセス制限機能を有すること。
- ケ ネットワークへの侵入の探知、防止機能を有するほか、ユーザー及び管理者等のログイン後のすべてのログを1か月以上保有すること。

- コ プログラムのバージョンアップ等の保守作業としての計画停止を行う場合には、1週間前までには江別市教育委員会へ通知すること。

7 その他留意事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行うため必要と認めるときは、江別市教育委員会と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(3) セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うにあたり、「江別市小中学校における情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、江別市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月13日条例第20号）及び江別市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年3月31日規則第7号）及び別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取り扱いに十分注意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし又は自己の利益のために利用してはならない。また、本契約終了後も同様とする。

受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

また、受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

(6) 江別市教育委員会は、自動採点システムの利用に要する経費を負担するものとし、受託者は、それ以外に要する経費を負担すること。

なお、上記業務内容に要する費用はすべて自動採点システムの利用に要する経費に含むこと。

(7) 受託者は、業務の遂行上疑義が生じた場合や、本仕様書に明示されていない事項については、江別市教育委員会と協議のうえ、適切に業務を遂行するものとする。

8 江別市暴力団排除条例に基づく通報義務

(1) 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は警察に通報しなければならない。

なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができない時は、江別市教育委員会に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 契約不適合責任

- (1) 江別市教育委員会は、提供を受けた自動採点システムについて、種類、品質、数量その他契約の内容に適合しないものであるときは、受託者に対して、相当の期間を定めて、その自動採点システムの修補、代替物の提供、不足分の提供その他契約の内容に適合するために必要な措置による履行の追完を請求することができるものとし、受託者は、江別市教育委員会の請求に基づき、自己の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 前項の場合において、受託者は、江別市教育委員会の書面による承諾を得た場合を除き、江別市教育委員会が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができない。
- (3) (1)の規定による江別市教育委員会の請求に対し受託者がその期間内に履行の追完をしないときは、江別市教育委員会はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- (4) 江別市教育委員会は、前項の規定による代金の減額請求をする場合において、受託者が既に自動採点システムの利用に要する経費の全部又は一部の支払を受け、その額が減額後の代金を超えるときは、減額の請求に代えて、受託者にその超える額の返還を請求することができるものとする。
この場合において、受託者は、江別市教育委員会が請求する額を江別市教育委員会が指定する期間内に返還しなければならない。
- (5) 受託者が前項の返還金を江別市教育委員会が指定する期間内に支払わないときは、受託者は、その遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により定められた率を乗じての遅延利息を江別市教育委員会に支払わなければならない。
- (6) 受託者が、種類又は品質等に関して契約の内容に適合しないと認められる自動採点システムを江別市教育委員会に提供した場合において、江別市教育委員会がその不適合を知った時から1年以内に受託者に通知しないとき、又はその不適合が江別市教育委員会の責めに帰すべき事由によるものであるときは、江別市教育委員会は
(1)、(3)及び(4)の規定による請求をすることができない。
ただし、受託者が提供した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

10 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(別表)

江別第一中学校	大麻中学校
江別第二中学校	大麻東中学校
江別第三中学校	江陽中学校
野幌中学校	中央中学校